

(別紙)

(大気質)

- (1) 煙突からの排ガスや白煙について誤解や不安を生じさせないように、排ガスは適正に処理していることや白煙自体は水蒸気であること等、供用後の見学会等の機会を活用しながら正確な情報をわかりやすく説明するとともに、評価書にも記載すること。

(騒音)

- (2) 重機の稼働に伴う騒音レベルの予測においては、騒音レベルが現況を大きく上回る結果となっていることから、より一層低減すべく、環境保全措置を確実に実施すること。

(動物)

- (3) 事業計画地周辺においてニホンウナギの生息が確認されていることから、工場等からの排水による水質汚濁を防止するための環境保全措置を確実に実施すること。

(景観)

- (4) 計画施設及び煙突の色彩の選定においては、周辺の景観との調和に十分配慮すること。

(温室効果ガス等)

- (5) 将来の廃棄物処理量や発電設備の規模、仕様等の予測の前提条件について、その設定根拠や考え方について分かりやすく評価書に記載するなど、市民への効果的な情報提供に努めること。
- (6) 施設の建替に伴い燃料を現在の重油から灯油・軽油に変更する計画としているが、燃料の選定理由や燃料使用比率の設定根拠について明らかにすること。